第３期野洲市地域福祉計画
第１回策定委員会　議事録

日　時：令和２年１月 27 日（月）９：30～11：45
場　所：人権センター　２階　交流研修室
参加者：（順不同、敬称略）
　策定委員：酒井、武浪、立入、辻、田中修、山口、浅田、政本、水島、荒川、石原、南、
　　田中千晴、高橋、（欠席：田中陽子）14 人/15 人
　事務局等：市長、（市：赤坂、田中英子、田中源吾、角、三田、宇都宮）
　　（社協：水谷、冨田）

１．はじめに（市長あいさつ）

　みなさん、おはようございます。
　皆様方には第３期野洲市地域福祉計画の策定にあたり、委員としてご就任いただき、ご協力いただきありがとうございます。
　また、日ごろは、野洲の福祉のみならずまちづくりにご貢献・ご支援いただき心からお礼申しあげます。
　この計画の内容は担当から後ほど説明申し上げますが、福祉全般の基本となる計画です。
　障がい者、高齢者、児童など、それぞれに計画を作る必要があがるが、それを束ねる、または礎となる基本的な計画。
　第 ３ 期なので、それほど歴史のある計画ではない。先般、日本福祉大学の原田副学長にお話しいただいたように、（他の分野別計画の）後でそれらを束ねるために出てきた計画。逆に、今の視点でそれぞれの個別の制度をきちんと促進する観点で策定いただければと。
　どの分野もすべて計画だらけになっている。計画倒れになっていないか。この計画も作らないといけない法定計画となっている。しかし、作りたい計画として取り組んでいただきたいと思っている。
　市民の生活が安全で豊かで安心できるものになるまちの在り方をこの計画の中で描いていただけるように。作らないといけないという宿題ではなく、自らの課題として作っていただきたい。
　出来上がったものも図や表、文章が並んでいるいかにも計画らしいものではなく、市民が簡単にわかり、なにが期待できるのか、なにを求めて、なにが実現されるようなことがわかる計画に。実践的で簡明な計画にしていただきたい。
　しばらくの間、ご協力いただく。まちの現状、今後のあり方などいい計画をまとめあげていただくことをお願いして開会にあたってのお礼のあいさつとします。
　この度は誠にありがとうございます。

２．策定委員について

　委員会の成立報告（司会：角）
　野洲市地域福祉計画策定委員会規則第３条第３項に基づき、委員の過半数の参加が必要。
　本日は、15 名中 13 名の参加があり成立。（後ほど浅田委員が参加）
　公開による開催、録音等記録について承諾依頼。⇒異議なし

（1）第３期野洲市地域福祉計画　策定委員会の目的等について　資料１～２

事務局（宇都宮）

資料１は策定委員の名簿。条例に基づき 15 名以内。委員の構成は４種類。

資料２（表）は附属機関設置条例。この委員会の必要な部分のみ抜粋。

「市の地域福祉計画を策定するために必要な事項等の調査審議等に関する事務を行う」ことを目的とした委員会。任期は令和２年１月１日から令和３年３月 31 日。

資料２（裏）は策定委員会規則。会議の開催条件等が規定されている。

（2）委嘱状の交付及び委員、事務局紹介

委嘱状の代表交付：市長より酒井委員へ

（他の委員は配布による交付）

各委員及び、事務局の自己紹介

酒井：京都ノートルダム女子大学の酒井です。
専門は地域福祉。その中でも住民主体を大切にしたいと思い、いろんな研究や活動をしている。野洲の地域福祉計画に、なんらか、うまくご協力させていただければ。

武浪：自治連合会副会長の武浪です。篠原学区の高木自治会です。

立入：社会福祉協議会の会長の立入です。地域福祉の推進を主とする事業としてがんばっている。この場でいろいろ議論されることを参考に推進を図りたい。

辻　：民生委員・児童委員協議会副会長の辻です。中主学区の会長。須原です。

田中修：野洲保護司会の田中です。

山口：子ども関係の団体として保育園を代表して来ました山口です。

政本：健康推進員として参加します政本です。

水島：社会教育委員の水島です。

荒川：教育委員の荒川です。

石原：一般公募の石原です。

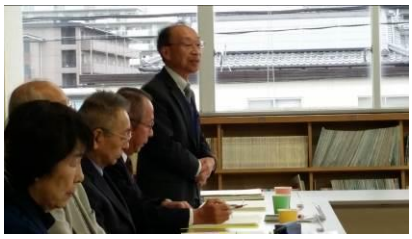

南：みなさんすごい方達なんだな。
私が一番何もわかっていない一般市民だと思う。だからこそ、私でもわかるような委員会に。
私でもわかるようなお話をできればうれしいと思って参加した。
個人的には防災のことを勉強しています。防災と福祉の関係をしっかりと考えていきたい。
南です。

田中千晴：市民部長の田中です。所管業務は、市民生活相談、生活困窮者、危機管理などを所管している。いろんな面でこの委員会に参画したい。

高橋：事務局である社会福祉課を所管している健康福祉部５課の部長の高橋です。
あわせて福祉事務所長も務めています。どうぞよろしくお願いします。

（浅田：障がい福祉計画他から来ました浅田です。遅れまして申し訳ありません。）

以下、事務局紹介。

（市：赤坂政策監、田中源吾次長、田中英子次長、角課長、宇都宮、市民生活相談課三田）

（社会福祉協議会：水谷次長、冨田専門員）

【　ここで、市長退席　】

３．委員長及び副委員長の選出

野洲市地域福祉計画策定委員会規則第２条第２項に基づき、委員の互選により選出。

選出方法について諮る　⇒事務局一任の声あり　⇒異議なし

事務局より提案

委員長　：酒井委員

副委員長：立入委員

⇒異議なし　⇒委員長、副委員長就任決定

酒井委員長あいさつ

あらためましておはようございます。

私自身は先ほど、南委員からもありましたが、学識経験者という立場で入っているが、地域福祉を学ぶまでは一般市民で、いろんなことがわからずにいた。

地域福祉を学んでいく中で、地域福祉は住民主体、住民参加と言われているが、え、そうなの？と正直思った。住民主体、住民参加が大切ならば、地域の人にわかるものである必要があるだろうという、そういった私自身の問題意識がある。なので、住民の主体形成、福祉教育がとても大事という思いで研究等をしている。

といったことから、市長からもあった市民にわかりやすい計画、ここのみなさんで作りたい計画という思いを大切にしながら、まさしく、この場もみなさんが意見を出しやすい、日ごろのお仕事、実践活動等、また暮らしの中で気になることを出しやすい雰囲気づくりを大切にしたい。

委員長という立場になってはいるが、そういったこともなしに、みなさんとフラットな関係性でご意見をいただきたい。

野洲市に合った、野洲の身の丈に合ったみなさんの計画づくりをしていきたい。

よろしくお願いします。

４．議事（議長（委員長）進行に）

（1）第３期野洲市地域福祉計画　策定の進め方について

①社会福祉法における地域福祉計画について　資料３　事務局　宇都宮

・資料３に基づき事務局より説明。

原田先生の研修会 1/20 と 12/16 に開催した資料を元に準備したもの。

社会福祉法の改正点及び、全国的な説明を確認。

ガイドラインの説明および、各市町村に応じ必要な項目を盛り込むことを確認。

・ポイント

第１条（P.2）

すべての基本。みんなの生活いかに豊かにしていくか。

第４条（P.2～3）

①「地域住民」には福祉サービスを必要とする人“も”含まれる。

②「確保される」　与えられるものではない

③「世帯」　個人ではなくその家族を単位として考える

④「地域生活課題」の捉え方。いわゆる福祉より幅広く捉える。ICF の考え方。

第６条（P.4）
地域福祉の推進に行政が参画するようになり４者関係になった。
少子高齢・「人口減少」社会（P.4～５）
⇒2025 年問題
対応ができていないニーズ（P.6）
世帯の複合課題ケースと自ら相談に行く力がないケース　⇒情報弱者
社会的孤立（P.6～7）
高齢男性の一人暮らし
役割からの孤立
地域包括ケアシステムの拡大（P.8）
65 歳～　⇒　0～100 歳へ
野洲市は生活困窮者支援をベースに広げる
第 106 条の２（P.9～10）
各分野の事業所は自分の範囲だけやっていてはダメになった。
見て見ぬふりを禁止　⇒　必要な支援が受けられそうなところへ引き継ぐこと
第 106 条の３（P.10～12）
包括的な支援体制の整備、地域づくりの項目。
第 106 条の３第１項　第１号は【1】、第２号は【2】第３号は【3】。
【3】は野洲市の場合、市民生活相談課がすでに実施している部分。
【1】【2】が未実施なので、どうするかが今回の地域福祉計画で考える部分。
第 107 条（P.12～13）
市町村地域福祉計画を策定する根拠。
今回の改正で努力義務になった。第１号、第５号も今回追加。
地域福祉計画は上位計画の位置づけにはなっているが、基盤計画。全市民向け。
以下、参考資料。

質疑・意見

立入：総合計画の中で地域福祉計画がどのように位置づけられているのか？
総合計画がどういったものかの説明も。

㊩田中英：総合計画は、野洲市のまちづくりの方向性を表す計画。基本計画。
基本目標があり、豊かな人間性をはぐくむまち、人とひとが支え合う安心なまちなど、福祉の考え方を基本として持っている。これが、まちづくりの基本の上位の考え方。
地域福祉計画は、福祉分野にわたり、障がい、高齢、子ども等の福祉に関する全般について、総合計画の目標に基づいて計画を作っている。
今般、第２次の総合計画を策定中であるが、その意に沿いながら、いわゆる福祉の部分については、地域福祉計画で理念を明確にし、目標を立てようとしている。
次世代育成計画、障がい、高齢等の計画は具体的な目標値を示しているもので、上位計画になればなるほど理念や概念になる。地域福祉計画では、福祉の方向性を示していただければと考えている。
概要という形での説明で申し訳ない。

㊜高橋：市の総合計画は、その名のとおり総合の計画。この策定委員は福祉全般の計画。
総合計画には、教育、産業（商工・農業）、ハード（建設・道路など）。野洲市のまちを住民福祉としては（全て）つながっていくが、安心して暮らせるまちをどうして作っていったらいいのかすべての角度から示した計画が総合計画。
すべての分野を乗せた計画。P.13 のように福祉であれば、高齢者、障がい、子ども等の各分野の計画がひもづく。総合計画は総合の計画。

立入：意味はよくわかる。漠然とはわかるが、P.13 のような表現のように、総合計画と地域福祉計画がどうなっているのかの説明が欲しい。
同時に検討しているのであれば、上位の検討がどうなるのか？みなさんも気づかれると思うだけに。
総合計画が上にあって、どの項目が地域福祉計画かわかるような図表がほしい。

㊜宇都宮：２次計画の策定資料に１次計画の体系図がある。（追加資料 1）
６ 項目ぐらいに分かれていて、「健康・福祉・安全」が地域福祉計画の範囲となると思われる。
総合計画の下に第 2 期の地域福祉計画があり、その下に障がい等の計画がくる関係性。総合計画の福祉の部分が地域福祉計画となる関係性。
次回以降、体系図等入れるようにする。

石原：野洲市全体の活動を体系図か関連図を示して説明してほしい。私たちがどの部分の検討をしないといけないのかわかるようにしてほしい。

浅田：総合計画の策定委員。総合計画でも作ってほしいと要望して作ってもらった。全員に配布しては？　（事務局にて、委員会中に配付（追加資料１、２）

②第３期野洲市地域福祉計画　策定の進め方　資料４～７　事務局　宇都宮
資料４に基づき説明。この資料を更新していく形で考え方を整理していく。

（P.1）地域福祉計画は、「地域生活課題」の把握と解決。
野洲市ではくらし支えあい条例で「生活困窮者等」を広範囲に定義づけ。
経済的困窮、社会的孤立、その他生活上の諸課題のある者　＝　生活困窮者等
「地域生活課題」の把握と解決　＝　「生活困窮者等」への支援
⇒すでに動いている生活困窮者等への支援をベースに計画を策定する
※「生活困窮者等」の言葉が正しく伝わりにくいので表現を検討。

（P.2）社会福祉法の改正とこれまでの地域福祉計画
①、⑤が追加。②～④はこれまでの計画を基本取り込む。追加された①⑤を議論したい。
また、生活困窮者等への支援、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を市民生活相談課中心に進めていることから、市民生活相談課も一緒に策定に関わることになった。
ちなみに、第１期、２期はほぼ同じような内容で進めてきた。（資料５参考）
その他盛り込む必要がある事項は、成年後見制度等複数課にまたがる部分や、再犯防止等未設置の部分を地域福祉計画に盛り込むことでカバーしたい。
共通部分や未設置部分を受け持つことで、スリム化を図りたい。

（P.3）策定年数等について

総合計画に合わせた 10 年後を見据えた計画に。（令和３年～12 年）

前期、後期各５年で検討しているが、５年後に見直し予定。

大幅な変更があれば場合によっては後期計画が第４期計画になるかもしれない。

地域福祉計画（理念）と地域福祉活動計画（実行・３年見直し）を一体的に策定。

本委員会は、両計画の策定委員会となる。両計画を合わせた別の総称を検討。

⇒策定委員のみなさまから総称についてご意見を！

生活困窮者等への支援と地域福祉計画の関係について

断らない相談体制の実現を見据えて、生活困窮者等への支援方針を明確化する

困っている人をそのままにしない、見つけて支援をどうやって届けていくのか？

キーワードは「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

〇生活に困っている人は自ら助けを求めない。求められない。ひとり親や外国人など。

こういった人たちへどうやって支援を届けるか？

・「おたがいさま」の関係性

・気になるなぁからの「少しのおせっかい」の行動（声をかける、誰かに相談する）

こういったことができる関係性等を目指した地域づくり

⇒現状、まだまだ検討中。煮詰まっていない。

（P.4）地域福祉計画と他の計画との関係性

ベースとしての地域福祉計画。前述のとおり。省略。

（P.5）策定の基本方針

①地域福祉計画　＝　地域生活課題の把握・解決　＝　（生活困窮者等への支援）

②これまでの計画で取り組んできた２期計画の内容を整理

③追加された新たな部分について注力し、新たな取組を生み出す

④市の計画ではなく、住民の計画（作りたい計画として）

（P.5）おおまかなスケジュールとインターネットによる意見聴取

５月９月 12 月に策定委員会の予定。残り３回。

インターネットの意見聴取は現在５件程度。アンケートのかわりにたくさん募集したい。

（P.6）目次イメージ

２期計画のものを基本に作成。大幅に変わる予定。概要版も作成予定。

手に取ってもらえるようにわかりやすく。

（P.7～12）

策定委員の名簿、庁内検討委員会の名簿、スケジュール等

質疑・意見

酒井：みなさんご意見・ご質問などいかがですか。

計画の期間や、特に「生活困窮者等の捉え方」についてはしっかりと共有しておかないと非常にとらえ方が難しいものなので。盛り込む内容や意見聴取の方法なども。

田中修：これだけ立派な資料の中身はいいが、生活困窮者は市民生活相談課がやっていることですよね？果たしてこれだけの課題を（市民生活相談課）だけで処理できるのか？

それと、認知症家族の会に入っている。高齢社会の中で一番負担がかかるのは家族、介護者。介護者のケアの部分はこの計画の内容の中を探すも、ない。

というのも、市の窓口は障がいや発達などいろいろあるが、縦割りで、「うちではない。あっちへ。」と振り回される。相談者がふらふらになる。相談をあきらめ、最終的に 8050 になってしまうこともあるのではないかと心配。包括という考え方と対局。

包括支援センターはあるが、そういった介護者のケアのことを担当するケアセンターのようなことはどこに書かれているのか？教えてほしい。ケア関係について。

㊩赤坂：介護の関係の中で特に家族支援についてという質問の理解で回答します。

まず、そういった計画はどこにあるのかについては、地域福祉計画は全体の共通点を策定する計画。それとは別に個別の分野別計画があるという説明があったかと思う。

資料４の P.4 の図を参考に。地域福祉計画の位置づけの図。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画とあるが、野洲市は一体的に策定しており、３年ごとに計画更新をしている。この中に、家族への支援として、現在、田中修委員も関わっていただいているが、カフェの実施などをしている。

実際、計画の中では相談の窓口がどこかという内容と、動けない相談に来れない人への支援が弱いという意見を聞いている。その部分が不十分という意見は聞いている。

単純な計画に載せる、載せないということではなく、市民が気軽に相談に行ってもらうことについては、１ 番は、辻町の地域包括支援センターが介護関係、高齢者に関する総合窓口。そこから具体の各担当課へつなぐか自ら対応し解決するかの流れ。

介護保険というと介護保険法のサービスを受けていただくための給付の単純な流れ以外に、高齢者福祉の計画には家族支援などがある。

従前から実際に困っている人の声が聞こえないとか、相談がつながりにくいという話がある。地域福祉計画と同時期（令和 ３ 年～）に策定する第 ８ 期の高齢者福祉の計画の策定の中でより具体的、相談がしやすい窓口の設定等を議論し策定する際に反映させたい。

計画の質問（介護者のケアについてどこに書いてあるのかという）に関しては、基本的には高齢者福祉計画や介護保険事業計画となるという回答。

市民生活相談課が野洲市全体の一番の大きな総合相談窓口。

市民さんがお困りになれば、市民生活相談課が１次窓口として受け止め、そこから割り振りをして、各々次の段階で高齢者の関係であれば包括支援センターへどうぞと紹介され、繋がってくる。この紹介を縦割りと言われるが。

野洲の場合は、第１次的に相談になんでも市民が困ったときに相談に行くところとして、市民生活相談課があり、窓を開けている。

そこから、関係部署や計画を所管している部署へつながる。第２次として。

これを縦割りと言われると説明が難しいが、市民への第１次的な相談窓口としての市民生活相談課と、市民の相談内容ががもう少し具体的な内容の相談であれば第２次窓口で対応している。いったんこういった説明で。

㊫田中源：資料３のP.16下部分。新たな事業のイメージ。年末に通知があったもの。
縦割りなどの問題について、基本、市民生活相談課が実施している総合相談をベースに、さらに枠を広げた全庁的な断らない相談を今後、これについて検討していく予定。
横断的に断らない相談、これはあっちへ、こっちへといった対応にならないような体制を検討する。地域福祉計画の中で位置づけていく予定。
いかんせん、国からの通知が昨年末に出たところなので今後検討する。
㊫田中千：総合相談システム。各行政機関が連携して、他機関・多機関が連携してという形を作ってきている。市の相談体制の課題として地域福祉計画の中で議論していきたい。
酒井：市民生活相談課の職員は各分野の職員がいるのか？
㊫田中千：市民生活相談課はよろず相談。消費生活等の専門の相談員もいるが、法律相談などから横の職員の連携を行って包括的に対応している。各分野の担当職員がいるわけではない。まだまだ縦割りのところが残っている。改善していきたい。
酒井：あ、田中さんが多いですね。３人、４人・・・。田中修委員の質問は、総合受付として受付は一つかもしれないが、結局あっちこっちに行かないといけないことが問題ということですね。
⇒そうです。
相談窓口については、野洲市だけではない課題だが、この福祉計画の中で、相談窓口体制をどうするのか、検討できれば。庁舎内の合意形成も必要。よりよい野洲の相談しやすい体制をどう作るかを課題として検討したい。
実際に経験された方のご意見が重要で、イメージだけで作っていてもだめなので、いろんな経験やご意見がほしい。

田中修：高齢者ばかりではないが、いわゆる市民生活相談課は消費生活相談のイメージ。地域包括の方は、中学校区に分かれて分野別にされているとのことだが、市民生活相談課があらゆる問題をそこで対応できるのか？新たな窓口やセンターを設置する必要がないか？という提案。ケース会議のように難しい精神や知的の事件があったときにしていると思うが、横の連携を速やかにとって、行うことがどこに書かれているのか？
㊫宇都宮：市民生活相談課の元職員として。市民生活相談課ですべて解決するわけではない。相談者の多くは相談したいことがはっきりとして相談に来ることは少ない。まず、相談したいこと、相談内容を整理する必要がある。それを行うのが、市民生活相談課。整理された相談内容に応じて、必要な関係課へつなぐことが総合相談の流れ。
しかし、ご指摘のあったとおり全部対応できているのか、窓口の周知などの問題はある。
地域福祉計画でいうならば、資料４のP.12、②のアに相談支援体制の整備項目がある。すでに取り組んではいるが、今回のご指摘のとおり、まだまだ市民や関係者に十分な周知が出来ているのかなど課題がある。
田中源吾次長から話のあった、新たな事業の断らない相談についても、箇所数や人員な

ど今後の議論。野洲市全体で困った人がどこで相談できるのか、どこに行けばいいのか、見つけてどこに連れていけばいいのかなど議論を。

山口：子ども分野からの選出ではあるが高齢者の話が出たのでついでに。
この議論は、弱い方ばかりへの支援になっている。元気な高齢者も悩みを持っている。その話を聞くような場もあればいいかなと。中主の西河原では、1/30 に高齢の人と話し合う会がある。
元気な人も、子どもの悩み、家庭の悩み、土地や家はあるが別居などで悩んでいる。
子育て支援については、たくさん議論されたが元気なお年寄りについてはどこの会議にいっても議論されない。高齢者ばっかりの会議の場所もあってもいいのかも。
田中修委員の意見に賛成、同感。

赤坂：貴重なご意見ありがとうございます。高齢者ばかりが集まる設定は、すべてではないが老人クラブなどがある。みなさんが気軽に集まってという場所はあるが、不十分かもしれない。老人クラブにそもそも行けない人もいる。元気かどうかではなく。
地域での助け合い。昔を復活させる。地域の福祉懇談会という 93 自治会を社会福祉協議会が回っている。地元でいろんな活動の報告をする場。いいこと、悪いことすべて。
３年かけて回っている。いい活動をマネするように、広げていく活動にも。
全体が一気によくなることはないが、みなさんで助け合い、おせっかい的な考え方などを地元で、高齢だけでなく、子育てまで広がっているところも。
そういった動きを広げていくことも。自治会単位ではあるが。
市全体で元気な高齢者について話し合う場はないが、今年度は老人クラブの在り方をどうするかということを市民の代表、老人クラブの代表等と方向性を策定する動きがあった。
山口委員が言ったような、元気な高齢者について話し合う場はない。また、後で聞かせていただき、作っていくようなことができれば。

水島：これから策定するんですよね？予防の意味を込めて、元気な者が寄ってする活動の意味。
孤立・孤独にならないように、活動している団体もある。予防の意味で動く市民サイドの活動についても策定の中身に入れてほしい。行政に言うだけでなく。

石原：２人の意見に賛成。福祉計画のポイントが生活困窮者とか「負」の方向、支援が必要な人にスポットが当たっている。10 年後を考えるのであれば、野洲市で生活している人がより明るく活動できるようなことについても入れるべき。
体系図をみたが、最上位概念である総合計画には、「豊かな自然と歴史に恵まれたにぎわいとやすらぎのあるまち～みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくり～」みんなが住みたい、住み続けたいという基本の部分。マイナス部分の人への支援はもちろんだが、よりよい生活をするということも重要。この考え方も大きく入れてほしい。
あと一つ。この体系図がわかりやすい。しかし１枚目に、それぞれ何をしているのかわかるものとわからないものがある。簡単でいいので、資料をつくる際に説明が欲しい。

㊐宇都宮：企画調整課と調整してできる範囲で対応させていただきます。まずは字の大きさから。

酒井：「福祉」という言葉について。私は、地域福祉の勉強をするまでは、「福祉」は特別な人のものと思っていた。しかし、すべての市民がよりよい暮らしをするために何をどうすればいいのかを考えるのが「福祉」。この考え方が広まっていない。

計画の名称も「福祉」を入れるかどうかあるが、生活困窮者等については誤解を招きやすいので、今回の地域福祉計画の中で市民にどうやって伝えていくのか。
先ほどの元気な高齢者も困っている。そういったことについて考えることも「福祉」。しかし、クローズアップされやすい、高齢者の介護や子育て、障がい者などが「福祉」と思われている。間違ってはいないが、４条にあるように、福祉サービスを受ける人も地域住民。そういった理解を進めることが大事。これも盛り込みたい。

政本：タウンミーティングは 6 か月近くやることになるが、非常に重要な場所を提供されることになるので、きめ細かくやってほしい。それがないと、結局、発言する人だけしつこくやる。タウンミーティングに対していいイメージがない。きめ細かくやり、幅広く意見を聞くことを大事にしてほしい。全体でやるのではなく、小グループでするなどの工夫を。大きくなると意見が出てこない。
私たちも、団体の代表として来ているので、少なくとも個人の意見ではなく、団体として発言に来ているという立場で。もちろん、個人の意見も大切だが。
市民が作る計画を本当に基本に考えるのであれば、きめの細かいやり方を。その活動を通じて、市民のための計画になると思う。市は時間を割くことになるがお願いしたい。
酒井：タウンミーティングの手法等について今考えていることはありますか？事務局？

タウンミーティング及び団体聴取方法等について　資料４　P.13

㊐宇都宮：タウンミーティング及び団体聴取方法等について。たくさん意見を集めたい。
最低３回とあるが、あくまで最低回数。10 回でも 20 回でもできるならやりたい。
広く周知しても来てくれる人は限られる。できるなら、団体聴取に力を入れたい。
策定委員のみなさまが所属されている団体などにご協力をお願いして実施したい。
今考えている内容としては、社会の４つの窓という手法を用いて、アンケートと同じ内容をディスカッションしてもらった内容を集めて帰りたい。
しっかりやると、30 分～1 時間かかるので、最短、インターネットからのアンケートの周知だけでもしたい。なんとか機会の確保にご協力をお願いしたい。
酒井：タウンミーティングについていかがですか？　⇒特になし
まずは、各団体との調整をお願いするということで。

浅田：スケジュールについて。
後３回の委員会ということだが、通常、最後の委員会は字句の修正等に限られる。ということは後２回しかないのか。もっと資料を読み込んで議論したいが、時間がない。臨時などは？
酒井：みなさんのご都合や調整にもよるが、事務局は？
㊐田中英：しゃべらせて。（笑い）
本当にありがたい意見。実は、内部でも出ていた話。
庁内検討委員会でも同様に専門部会の必要性があると話している。
タウンミーティングも丁寧にしたほうがいいという意見があった。そうすると、その意見を取りまとめて、計画の中でどうまとめていくのかについて相談が必要となる。
しかし、予算の関係で策定委員会は回数が限られている。内部事情ではあるが。

ご相談させていただけるのであれば、持ち回り等で相談をさせてほしい。
宇都宮も楽しんでやっているので、事務局の負担にはならない。
酒井：基本的には今日を入れて４回と、状況に応じて臨時で追加か。
㊩宇都宮：資料４　P.10 ページのスケジュールを確認ください。
残り３回の策定委員会を予定しているが、次は、５月の予定。内容は、２期計画の評価・検証をお願いしたい。これが、３期計画の②～④の内容と同様になる。
その次は 9 月の後半。タウンミーティングが何回出来ているかによるが、その意見整理。
その次、最終は、本来はパブリックコメント後に策定委員会を行い、案を確定するのが本来だが、パブリックコメントで大幅な修正がない前提ではあるが、回数が少ないので、パブリックコメント前の 12 月に最終の４回目の策定委員会を開催したい。
なので、会議としては３回の会議を確保する方向で考えている。
といっても３回だけなのでこれとは別に、メーリングリストを開設して、その中で情報提供や議論ができればと思っている。なので、みなさんのアドレスを教えていただきたい。
酒井：メールアドレスの提供や、メーリングリストは困るという方はいませんか？
浅田：賛成。総合計画の審議会でメールで意見を送ったこともあるが、割愛された。
メーリングリストであれば皆さんに共有できるのでいい。活性化させてほしい。
酒井：みなさんよろしいですか？
では、４回の策定委員会と臨時で追加の１回。あと、メーリングリストについて。
⇒異議なし。

酒井：時間が過ぎましたが、必ずみなさんにご発言いただきたいので、ご発言のない委員のみなさまいかがですか？
辻：民生委員という立場で。生活困窮者というが、誰が対象者かわからない。
地域の福祉の懇談会。私の地元に置き換えれば、老人会が憩いの会。120 人ぐらいいる。結構、食事であれば参加者が多い。来る方はいいが、来ない方が問題。そこにスポットを当ててほしい。先ほどの意見のように。
武浪：自治会においても課題が増えてくる。自分たちの将来のための計画として考える。
果たしてそれが共有されていくかが課題と考える。
酒井：いかに情報共有していくかということですね。
荒川：教育の関係分野からの参加。説明を聞くのに精いっぱいであるが、実際の教育の現場において、子どもの貧困問題がある。子どもたちがすくすく元気に育っていくには福祉との連携が必要。切り離せない。この策定委員会についても、子どもの視点、教育の視点から意見を述べさせていただきたいと思うが、社会福祉、「福祉」の言葉が他人事に聞こえる。自分たちが 10 年後の野洲市で生きていくためにできることは何だろうと考えていく捉え方をしないと。人のためにできることと考えると進まない。
資料を読んで、理解して第２回に臨みたいと思う。
南：何も知らない立場としていえることを。子育ての悩みに関しては、ひと昔前よりましになった。ネット、メール、ライン。今は情報が手に入れられる。若い方は恵まれているな。私の子どもが 20 代。そのころは手段がなかった。引っ越しを何度もする中で市に相談するという発想がなかった。自分でなんとかすることしかなく、頼ることは恥と思って

いた。遠慮とかではなく、もっと深い感覚。一切市に相談などしなかった。今の若い人たちは同じ境遇の人と一緒に市に相談しようという活発な動きがある。
しかし、私の両親は 80 代。その世代の情報収集は市の広報誌等の紙媒体のみ。情報もないし、自分たちでなんとかしないといけないという発想。受け取る手段も少なく、自らの発信もない世代。そういう人たちを助けるために今、こうして考えていると思う。
一番必要なことは、情報を受け取る手段をたくさん作ること。誰がどこでなにをやっているかを知らせる。わかっているようでわかっていない。
広報を見ても、すごい人がすごいことをやっているという認識。市にこんなこと相談していいということを伝える。「今は」という言葉が付くが。いい手段は浮かばないが。
両親を見ていると、元気な高齢者。そんな人たちこそ、相談しない。予防をしておくことの重要性。今しておけば、もっと浅いところで助けてもらえる。死んでしまいたいぐらいまで追い詰められていても発信できていない人も。
どうやったら情報を届けられるのかを大事に話を聞いていた。

酒井：みなさまから一通りご発言いただいた。ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の議事は終了しましたので、この後の進行は事務局に。

５．今後のスケジュール等その他　事務局　宇都宮

次回は５月。お願い事４点。メールアドレスは早急に。
①メールアドレスを教えてください。日程調整等にも活用します。
（アンケートへの回答、市のホームページ、直接等によりお知らせください）
②第２期の評価・検証報告書をご一読いただき、気になる取組などを教えてほしい。
５月の策定委員会で担当課から報告できるよう調整します。
③地域福祉計画、地域福祉活動計画の総称を考えてください。
④タウンミーティング、団体聴取をご所属で実施できないかご確認ください。

※配布資料
資料１　策定委員名簿
資料２　関係条例等（野洲市附属機関設置条例（抜粋）、野洲市地域福祉計画策定委員会規則）
資料３　社会福祉法の改正及び地域福祉計画の説明資料（原田先生の資料）
資料４　第３期野洲市地域福祉計画の進め方
資料５　地域福祉計画の変遷
資料６　地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（H29.12.12 ガイドライン）
資料７　第２期野洲市地域福祉計画　平成 30 年度　評価・検証報告書